

## 押収盗品還付要綱

昭和51年4月1日  
山口刑捜一第445号  
山口保防第254号

### 第1 目的

この要綱は、押収盗品の還付及び仮還付（以下「還付」という。）に関し必要な事項を定め、もって還付の適正な運用を図ることを目的とする。

### 第2 還付の方針

押収盗品を還付する場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、民法（明治29年法律第89号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）等の規定に従い、還付を受ける権利を有する者に還付するものとする。

### 第3 還付先の基準

1 次に掲げる押収盗品は、被害者に還付するものとし（被害者が私法上の無償回復請求権を有しないものを除く。）、それ以外の盗品は、被押収者等に還付するものとする。

(1) 被疑者又は悪意の取得者から押収したもの（民法第192条）

(2) 質屋又は古物商から押収した盗品（盗難のときから2年を経過していないものに限る。）で、質屋がその物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で質に取ったもの又は古物商が公の市場以外において、若しくはその物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で譲り受けたもの（民法第193条）

(3) 質屋又は古物商から押収した盗品（盗難の時から1年を経過していないものに限る。）で、質屋がその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で質に取ったもの又は古物商が公の市場において、若しくはその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で譲り受けたもの（質屋営業法第22条、古物営業法第21条）

(4) 質屋又は古物商以外の者から押収した盗品（盗難の時から2年を経過していないものに限る。）で、質屋又は古物商以外の者が善意で取得したもの。ただし、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する営業者から買い受けたものを除く（民法第193条）。

2 被害者が還付を受けることとなる盗品を、被押収者に還付が行われるよう被害者から申立てがあった場合は、被押収者に還付することができる。

3 被押収者が還付を受けることとなる盗品を、被害者に還付が行われるよう被押収者から申立てがあった場合は、被害者に還付することができる。

### 第4 還付手続

1 押収盗品を還付する場合は、被害者及び被押収者にその旨連絡するものとする。

- 2 押収盗品を還付する際、被害者及び被押収者から面談したい旨申し出があり、双方の合意があった場合は、その機会を与えるものとする。
- 3 被害者及び被押収者から面談の内容について意見を求められたときは、強制にわたらない限り、意見を述べることは差し支えないものとする。
- 4 代理人が出頭して盗品の還付を受ける場合は、代理権のあることを確認し、還付請書にその旨を記載させて還付するものとする。
- 5 押収盗品を還付したときは、還付請書を徴するとともに、その措置状況を押収盗品還付（仮還付）処理票（別記様式）により明らかにしておくものとする。

#### 第5 留意事項

- 1 押収盗品を還付しようとするときは、還付を受ける者が正当の権利を有するかどうかを慎重に検討して行うこと。
- 2 第3の還付先の基準には、民法上の即時取得に関する規定の適用ある盗品のみを対象に定めたので、これらの規定の適用ないものについては、当事者の権利関係を十分検討して適正な措置をとること。
- 3 被害者と被押収者の損害負担等に関する面談の内容に介入しないこと。
- 4 押収盗品を還付する場合において、その盗品に関する権利関係に争いのあるとき、被害者等が不明で還付を受ける者が明らかでないとき、又は還付を受ける者の所在が明らかでないときは、十分に検討して送致する等の措置をとること。
- 5 仮還付は、押収盗品の証拠価値が滅失又はき損するおそれのある場合には行わないこと。
- 6 押収盗品を還付した場合においても、これにより民事上の権利関係が確定するものではないので、利害関係人がその権利を主張することを妨げるような言動をしないこと。

#### 第6 実施期日

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。